

2023（令和 5）年度

社会福祉法人大田区社会福祉協議会との懇談会 報告

大田 NPO 活動団体交流会・おおた区民活動団体連絡会共催

日時:2023(令和 5)年 6 月 14 日(水) 10:00~11:30

場所:大田区社会福祉センター7 階 多目的室

司会・報告作成:連絡会共同代表 中西光彦 浜洋子

出席者:

○大田区社会福祉協議会

中原事務局長 近藤事務局次長 地域共生ボランティアセンター高木センター長

法人運営センター根本係長 大田地域共生ボランティアセンター工藤主事

○区民活動団体連絡会等会員 4 団体 4 名

最初に、中原事務局長から大田社会福祉協議会の令和 5 年度事業計画の説明をいただき、各部局担当からのお話をお聞きしました。

令和 5 年度大田区社会福祉協議会事業計画について

制度や分野ごとの「縦割り」、あるいは「支え手」・「受け手」という関係を超えて、住民一人ひとりが日々の暮らしや生きがい、そして地域社会を共に創っていく地域共生社会の実現に向けて、大田区においても本格的な重層的支援体制整備事業が始まります。

当社会福祉協議会では、日々の業務を通じて、生活相談や貸付、子育て、介護、権利擁護等様々な相談が寄せられています。これらの相談について、それぞれの方の事情に応じて支援内容を用意し、ときには伴走しながら課題解決に取り組んでまいります。もちろんその過程では、「相談事」として表面化した問題の背景にまで目を向けて、地域社会とも連携しながら問題解決を図っていくことも重要です。

そして、これから当社会福祉協議会が担っていくべき役割を果たしていくためには、高い専門性に裏打ちされた計画性とスピード感をもって、事業に取り組むことが必要です。

このような視点に立ち、住民活動計画である「第 7 次大田区社会福祉活動計画(令和 6 年度開始予定)」とともに、組織体制や財務、人材育成等を含めた「(仮称)大田区社会福祉協議会経営計画」を策定いたします。

第 6 次大田区 地域福祉活動計画 基本目標 Ⅰ	丸ごと支える支援の輪を作ります。
--------------------------------	------------------

生活上の課題が複雑化・複合化することにより、単一の制度や窓口による支援だけでは、十分に対応できない状況があります。地域福祉コーディネーターは、課題を抱える方に寄り添いながら支援(伴走支援)とともに、「参加支援」、「地域づくり支援」の中心的な役割を担っています。

1 地域福祉をコーディネートする機能・取り組みを充実強化します。

(1) 重層的な支援体制整備事業を推進します。

本年度から受託した「参加支援」や「地域づくり支援」を通じて個別の生活課題を地域の課題ととらえ、地域社会で豊かに、助けあって暮らせるよう「重層的」な地域ぐるみの支援に努めてまいります。

(2) 地域での実践の成果を、広く発信していきます。

- ①大田社協の1年間の実践の成果について、一般公開方式による「活動報告会」を開催して社協活動の様子を住民の皆様にお知らせします。
- ②大田社協のHPを活用して活動の様子を伝えるとともに、1年間の活動をまとめて活動報告書を発行します。

2 他の機関との連携により生活課題の解決に挑戦します。

(1) 子どもの居場所づくりを推進します。

教育委員会のスクールソーシャルワーカー等と連携し、不登校等の課題を抱えている子どもに対して、学習の機会や多様な生活経験の場を提供し、健やかな成長を支援します。

(2) フードパントリーに取り組む団体との連携を強化します。

大田社協は、このような活動に従事する団体との連携を深めていくとともに、「食」を通じて生まれる住民の「支え・支えられる関係」がさらに培われていくようサポートしていきます。

(3) 生活再建に向けた取り組みを支援します。

令和4年9月に終了した生活福祉資金特例貸付の枠組みによる貸付制度（コロナ禍対策）では、大田区内でも延べ2.7万人の方が利用され、貸付金額は100億円を超えました。

すでに、本年1月から償還が始まっており、大田社協は、返済に関する相談を担っています。借受人が無理の無い返済と生活の立て直しに向けて、取り組めるように、大田区や東京都社会福祉協議会等と連携しながら支援してまいります。

第6次大田区 地域福祉活動計画 基本目標 2	思いがつながり活動が継続 するよう取り組みます。
------------------------------	-----------------------------

地域課題を「自らの課題として受け止め考えていく文化」を醸成し、ひとり一人の思いが行動となり、問題解決の方法や経験が蓄積され、別の課題の解決に役立っていく「循環」をつくります。

1 区民の地域活動の参加・取り組みを推進します。

(1) 歳末助け合い運動に取り組めます。

共同募金は、社会福祉法の中で地域福祉の推進を図ることを目的とする旨が定められており、「住民が集めて住民が使う」という募金として、地域福祉活動に形を変えて地域の中で循環しています。

募金目標額：38,770,000円（活動主体：各自治会・町会）

◎昨年度に東京都共同募金会に納入した歳末助け合い運動募金納付金（総額 31,330,710

円)が、令和5年度地域福祉活動費として、当社会福祉協議会に配分されました。

(2) 様々な住民主体の活動を支えています。

歳末助け合い運動募金から配分される地域福祉活動費を活用して、地域福祉活動に取り組む団体へ活動費の助成を行います。助成する金額は、助成対象の種類により、最大で20万円です。

- ① 通年事業助成、② イベント助成、③ トライアル助成

(3) 地域の中で役割を担える活動を提案していきます。

- ① ボランティア活動に関する相談や広報紙等による活動の紹介をはじめ、ボランティア保険等の加入の促進、学校等教育活動における福祉教育の推進に取り組みます。
- ② 有償家事サービス等を提供します。ご協力いただける方を「絆サポーター」として登録し、活動を紹介します。
- ③ ボランティア等が子育て世帯を定期的に訪問し、子育てに関する相談や情報等をお届けするほほえみごはん事業を充実強化します。

事業名	対象者	内容
絆サポート	高齢者・子育て世帯	日常家事支援
助っ人サービス	高齢者	ちょっと困りごと支援
ほほえみ訪問	高齢者	月2回玄関先の5～10分ほどの挨拶
ほほえみごはん	子育て世帯	毎月、食料を届ける活動

(4) 「こども食堂」の活動を支援します。

子ども食堂への関心が高まり、その活動に関する様々な相談を受けています。

大田社協から、助成金情報や寄付物品の提供、広報活動の支援、ボランティアの確保等に協力しています。

2 災害に備えた活動を推進します。

大田社協と大田区は、大規模な災害が区内で発生したとき、大田地域防災計画に基づき「災害ボランティアセンター」を開設して、被災者支援を行うための災害ボランティア活動の啓発普及・災害ボランティアの育成等に取り組みます。

第6次大田区 地域福祉活動計画 基本目標 3	助けあい支えあいが実感できる 地域をつくれます。
------------------------------	-------------------------------------

様々な立場の住民が、地域の課題を共有し解決に向けていくためには、話し合いと情報交換を行うことができる場が必要です。このような「場」を「プラットフォーム」と名付け、地域に広がっていきます。

また、地域共生社会の担い手を育成する人材育成や、高齢者の社会参加をサポートする活動にも取り組めます。

1 地域の課題解決に向けたプラットフォームづくりを推進します。

プラットフォームは、住民組織、NPO 団体や社会福祉法人、行政、企業等が連携して、多様化・複合化する地域生活課題について、それぞれの立場から意見を出し合い、解決に向けた連携と実践の場です。これまでの実践で培ったノウハウを生かして、地域福祉コーディネーターを中心に取り組みます。

2 ご近所さん事業の推進 ～「孤育て」から「みんなで子育て」へ～

令和 4 年度から東京都や大田区と連携して、0歳児を養育する家庭をボランティアが定期的に訪問する「ご近所さん事業」を支援的に実施しています。2年間の実践を踏まえて、東京都や大田区の成果の検証を行い、より効果的な事業の推進に取り組みます。

◎実施地域：嶺町・大森東地区

◎訪問時間等：月 1 回程度、平日と土曜日（9～19 時）に訪問します。

3 視覚障害者ガイドヘルパーを養成します（福祉人材養成）。

視覚障害者の移動時の安全確保や、視覚情報を提供するガイドヘルパーの有資格者を、年 36 人養成します。研修日数は 4 日間です。実習主体の研修ですので、1 回 12 人とし、年間 3 回開催いたします。

4 「おおたフード支援ネットワーク事業」を推薦します。

食べることは生きること。「食」の問題を通じて、人と人がつながり、地域への参加を支援するためのネットワークを拡げ、生活課題を抱える住民を支える基盤づくりを推進します。（重層的支援体制整備事業における「生活困窮者支援等のための地域づくり事業」に該当します）。

5 高齢者等の就労支援・社会参加を推進します。

大田区いきいきしごとステーションでは、概ね 55 歳以上の方を対象とした無料職業紹介や再就職セミナー、個別相談によるカウンセリング等を通じて、地域社会への参加をサポートいたします。

第 6 次大田区
地域福祉活動計画
基本目標 4

権利擁護の推進機関としての
役割を果たします。

平成 12 年（2000年）4月からスタートした成年後見制度。この仕組みが創設されてから 20 年以上が過ぎました。しかし、本制度に対する住民の理解の向上や利用者の想いに寄り添った支援の在り方、本制度の担い手の育成、不正防止等様々な課題があります。これらの課題に対して、権利擁護の推進機関として、引き続き取り組んでまいります。

あわせて、元気なときに将来に備える「老いじたく」についても、法律や金融、不動産の専門家等とのネットワークによる相談体制でサポートします。

1 成年後見制度利用促進のための地域連携ネットワークのコーディネートを担当中核機関として活動します。

(1) 住民、行政、福祉等専門職の連携協働で問題解決を目指します（支援検討会議の周知・運営）

住民、事業者、行政、法律や福祉の専門職等が参加する地域連携ネットワークを基礎とした「権利擁護支援検討会議」を開催し、成年後見人等支援者が対応に悩む事案について、専門職による多角的な視点からのアドバイスや後見利用後のモニタリング、後見人等のチームサポートに取り組めます。

(2) 法人として、成年後見人や後見監督人等を受任します

複合的な課題を抱えている、あるいは親族との関係が疎遠等の事情により、適切な貢献人等を確保することが難しい場合、大田区社協が後見人等を受任していきます。また、ケースによっては、大田区社協が家庭裁判所の審判（決定）に基づき後見監督人となり、後見人への監督や相談相手となり、後見業務が円滑に行われるようサポートしていきます。

(3) 市民後見人を養成し成年後見制度等権利擁護の担い手を拡げます。

弁護士や社会福祉士等の専門職ではなく、一般住民を対象とした成年後見制度に関する講習会を開催し、終了した方に一定の実務研修を行った後、市民後見人（家庭裁判所の審判により成年後見人就任）として活動していただきます。

複雑な法律問題等が生じていないケース等を受任していただくよう家庭裁判所も配慮しています。また、単独で受任して大田区社協が監督する場合や、社協や弁護士等の専門職と複数で受任して、役割分担を行って後見業務を行うなど様々な活動スタイルがあります。

(4) 親族による貢献活動等を支援します。

親族で成年後見人等を受任することを検討されている方に対して、後見人等の役割や義務、家庭裁判所への申し立て手続き等の相談に応じ、受任後も継続的にサポートしていきます。そのほか、大田区社協が主催する親族後見人の交流会や勉強会等を通じて、情報交換や研鑽を積む機会を提供していきます。

2 代理人等多様な方法で権利擁護に取り組めます。

(1) 地域福祉権利擁護事業を推進していきます。

地域福祉権利擁護事業は、判断能力の低下等がみられる高齢者、軽度の知的障害者や精神障害者と当社協の間で委任契約を結び、当社協が福祉サービス利用についての助言や、任意代理人として日常生活費の払い戻し等を行います。

(2) 各種無料専門相談を実施します。

高齢・障害・児童等分野を問わず、福祉サービスの利用者等が地域において安心してサービスを選択し、利用できるよう、福祉サービス利用者等が地域において安心してサービスを選択し、利用できるよう、福祉サービス利用に関する事柄を含む生活上の法律問題に関する弁護士相

談等（無料）を実施します。

3 あんしんの「老いじたく」を推進します。

将来においても、自分の思いが尊重され、常に自分らしく安心した生活を営めるように、当社協が弁護士等専門職団体や関連団体と連携しながら、「自分らしい老いじたく（将来設計）」をサポートしていきます。

（1）老いじたく相談とセミナー、合同相談会、講演会を開催します。

老いじたく相談を週 1 回開催し、必要な知識や、そのポイントなどを、広く区民に伝えるためのセミナーを地域で実施するほか、講演会を開催します。

また、より具体的に相談したい方等を対象に、各分野の専門職からの助言をまとめて受けられる「合同相談会」を開催し、専門家による継続した相談体制を整えます。

（2）親なき後 アウトリーチ相談会を開催します。

障がいを持つ子が将来安心して過ごせるように、「親なき後」に備えるとともに、親御さん自身の老いじたくにも繋がるように、相談会を通じて多角的な視点から考え、具体的な取り組みをサポートしていきます。

経営基盤の強化 への取り組み

人材の計画的な育成と財政基盤の強化 に取り組みます

1. 社協事業の見える化を図り、社協会員の拡大を図ります。

地域福祉推進のための貴重な財源となる会費について、地域のイベントやホームページや社協だより等での周知活動を行います。

また、事業を通じて、企業や団体等に新規会員加入を働きかけます。会員会費について、使途や成果の見える化を図り、社協に対する理解を高めていきます。

	令和 5 年度目標		令和 4 年度の状況	
	会員数	会費額	会員数	会費額
個人正会員	2,555	3,000,000	2,200	2,808,000
個人特別会員	35	350,000	25	301,000
団体賛助会員	100	300,000	82	197,000
団体特別会員	240	2,640,000	218	2,357,500
施設会員	70	210,000	52	16,000
合 計	3,000	6,500,000	2,577	6,003,500

（令和 5 年 3 月 17 日現在）

2 第 7 次大田区地域福祉活動計画の策定を進めます

住民の地域福祉に関する活動計画である「第 6 次大田区地域福祉活動計画（リボン計画）」は、今年度が最終年度を迎えることから、令和 6 年度からスタートする第 7 次の計画を策定します。

第 6 次リボン計画において、基本理念「互いに結びあい共に支え合うまち」を掲げ、地域共生

社会の実現に向けて、取り組みを進めてまいりました。第 7 次リボン計画では、第 6 次リボン計画の理念を継承しつつ、より具体的な取り組みとして「重層的支援体制整備事業」の内容などを盛り込んでまいります。

計画の策定には、外部から学識経験者、福祉団体代表、地域住民、福祉サービス事業所、大田区、東京都社会福祉協議会職員等により委員会を組織して検討してまいります。

3 「(仮称) 大田区社会福祉協議会経営計画」を策定します。

住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現に向けて、大田社協を含めた社会福祉法人は、地域福祉の担い手として、大きな期待が寄せられています。このような地域の声に応えていくためには、法人として自主性や自律性を持ち続けながら、安定的に経営していくことが必要です。

全国社会福祉法人経営者協議会という団体では、社会福祉法人のあるべき姿について、次のように述べています。

利用者の人権を常に尊重し、サービスの質の向上への不断の努力を重ねるとともに、地域のさまざまな生活・福祉課題に積極的に対応することで地域共生社会の実現を主導します。

非営利法人にふさわしいガバナンスと高い透明性を備え、現代を見据えた(中長期)経営計画に基づく主体性をもった自律的な法人経営を進めます。

大田社協は、本年度より本格的に重層的支援体制整備事業に取り組みます。担うべき社会的な責務は年々重くなっています。そこで、将来を見越した計画(一期 3~5 年を予定)を策定し、安定的で持続可能な組織経営を実現します。

4 社会福祉法人職員としての専門性の向上を図ります。

組織活動面と福祉専門職の両面から人材育成を図ります。内部研修について、職員階層別研修や職員全体研修、地域福祉コーディネーター研修等を実施いたします。また、専門的な資格取得を勧奨するため、資格取得支援制度を充実させてまいります

区民活動団体からは以下のような意見が出ました。

地域福祉コーディネーターの取り組みに期待もし、現在の課題について。

区民活動の側からは、おおたフード支援ネットワークへのかかわりを深めたい。

また、社協の計画「地域福祉活動計画(リボン計画)」についての意見交流の為、初めて「住民懇談会」が 7 月 5 日から 12 日に開催されるご案内をいただきました。積極的に区民活動団体も参加したいと思えます。

以上